

◎新潟県告示第37号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和8年1月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 3- {2- [(シクロプロピル) (メチル) アミノ] エチル} -1H-インドール-4-オール（通称名：4HO-McPT、4OH-McPT、4-hydroxy McPT）及びその塩類
- (2) 2- [(4-イソプロポキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ[d]イミダゾール（通称名：N-Pyrrolidinoinosotonitazene、Isotonitazepyne）及びその塩類
- (3) 2- {2- [(2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名：Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrofuranitazene）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第6号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和8年1月22日